

平成25年度

第1回習志野市防災会議資料

(平成25年11月13日(水)開催)

目 次

(報告事項)

報告第1号	習志野市防災アセスメント調査結果について	P1
報告第2号	平成25年度習志野市総合防災訓練の実施結果 について	P4
報告第3号	習志野市危機管理指針の策定について	P8

(議 事)

議案第1号	習志野市地域防災計画の素案について	P11
-------	-------------------	-----

報告第1号

習志野市防災アセスメント調査結果 について

習志野市防災アセスメント調査結果について

習志野市防災アセスメント調査

(1) 調査概要

平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方を中心とした東日本で多くの被害をもたらした。本市においても揺れや液状化により住家の損壊や傾き、ライフラインの損傷等、市民生活に大きな支障を及ぼす被害となった。その教訓を踏まえ、防災対策強化の基礎資料とするため、今後起こりうる可能性のある地震の中で、本市に大きな被害をもたらす危険性のある2つの地震を想定し、地震災害による危険度調査を行い、併せて、風水害等の災害による危険度調査を行った。

(2) 主な調査項目

- ①地震災害危険度調査 ②風水害・土砂災害危険度調査 ③災害危険性の総合的把握

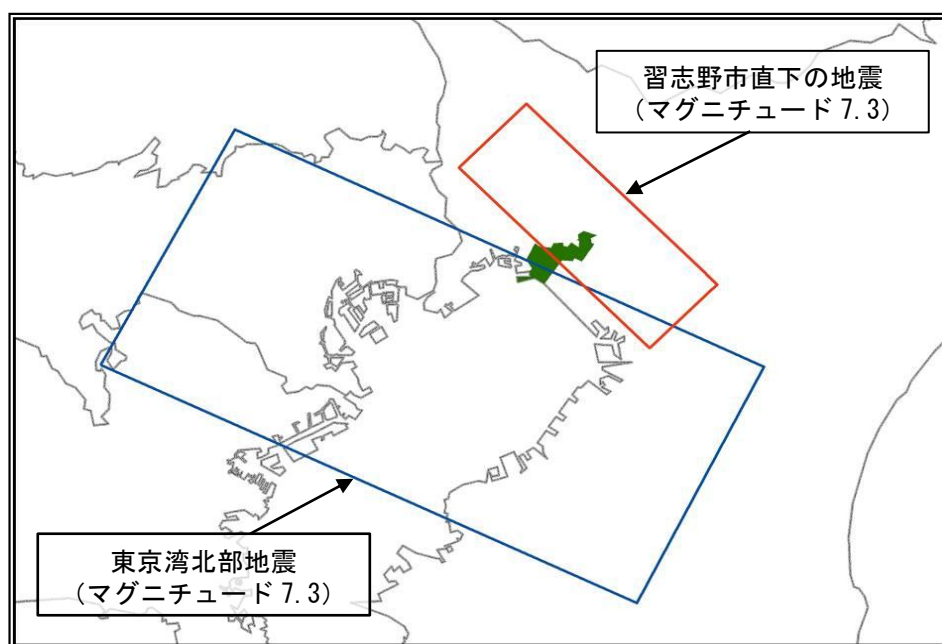
(3) 地震災害危険度調査における想定地震

①東京湾北部地震

中央防災会議及び平成19年度千葉県地震被害想定調査で想定した地震を基に設定した。

②習志野市直下の地震

フィリピン海プレート上面を震源とする切迫性の高い地震が「南関東のどこでも発生する」可能性があることから、あらゆる可能性を想定し、東京湾北部地震と同規模の地震を習志野市の直下の浅い深度に設定した。



■想定地震の震源断層位置

諸元	想定地震	東京湾北部地震	習志野市直下の地震
規模		マグニチュード7.3	マグニチュード7.3
長さ		約64 km	30 km
幅		約32 km	15 km
上面深さ		17 km	5 km

■想定地震の震源断層諸元

習志野市防災アセスメント調査

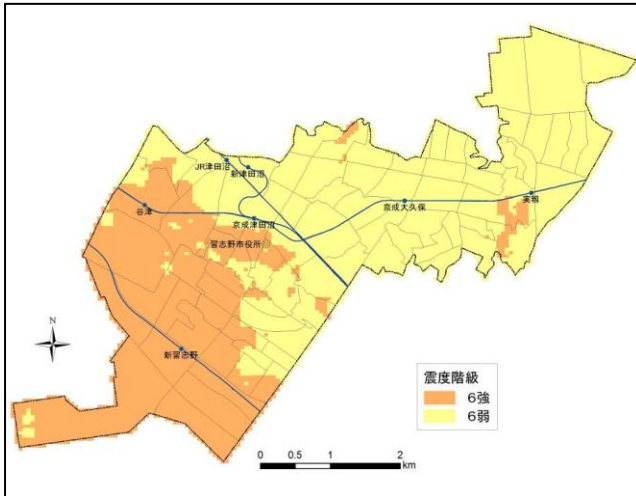
(4) 主な被害想定調査結果 (平成17年度調査との比較)

予測項目		実施年度		平成17年度 習志野市地震被害想定調査		平成24年度 習志野市防災アセスメント調査(被害想定調査)		
参考手法		中央防災会議2004		平成19年度千葉県地震被害想定調査				
震源の位置		東京湾北部直下		東京湾北部直下	習志野市直下			
規模		マグニチュード7.3		マグニチュード7.3	マグニチュード7.3			
メッシュサイズ		100m		50m	50m			
建物被害の予測	全建物棟数		29,864	—	33,540	—	33,540	—
	揺れ・液状化による建物被害	全壊棟数	2,561	9%	2,240	7%	5,600	17%
		半壊棟数	5,026	17%	6,051	18%	8,558	26%
		被害合計(全壊+半壊)	7,587	25%	8,291	25%	14,158	42%
地震火災の予測	火災想定条件	季節	冬(夏)※2ケース予測		冬			
		時間	18時(12時)		18時			
		風向	北北西(南)		北北西			
		風速	10m/sec		9m/sec			
	出火件数・焼失棟数	全出火件数	32件(4件)		30件	61件		
		炎上出火件数	18件(2件)		16件	33件		
		焼失数算出時間	焼止まりまで(36時間)		焼止まりまで(24時間)			
		焼失棟数合計	6,282棟		4,529棟	5,852棟		
人的被害	人口	159,373人		165,164人 (平成24年3月末時点の常住人口票より)				
	世帯数	66,286世帯		71,236世帯 (平成24年3月末時点の常住人口票より)				
	死者数	243人		223人	520人			
	負傷者数	2,315人		1,813人	4,250人			
	避難者数(1日後)	84,723人 (1ヶ月後42,372人)		89,699人 (1ヶ月後24,231人)	112,136人 (1ヶ月後46,126人)			
震度	地表面における震度	6弱～6強 (埋立地域・菊田川流域6強)		6弱～6強 (埋立地域・菊田川流域6強)	6弱～6強 (市内の殆どの地域で6強)			
液状化	予測方法	※地質について検討を行い、谷底平野は除外した。		※微地形区分ごとに収集したボーリングデータを基に、市内全域を対象として解析した。				
ライフライン被害	上水道(被害箇所数)	163箇所		180箇所	306箇所			
	下水道(被害延長)	※著しい改善が見込めないことから、実施せず		21.2km	32.5km			
	ガス(被害延長)	50箇所		7箇所	14箇所			
	電力柱(本数)	※早期の復旧が見込めるため実施せず		7,247本	10,621本			
	電話柱(本数)	※早期の復旧が見込めるため実施せず		4,131本	6,053本			
その他の調査		—		風水害・土砂災害危険度調査				

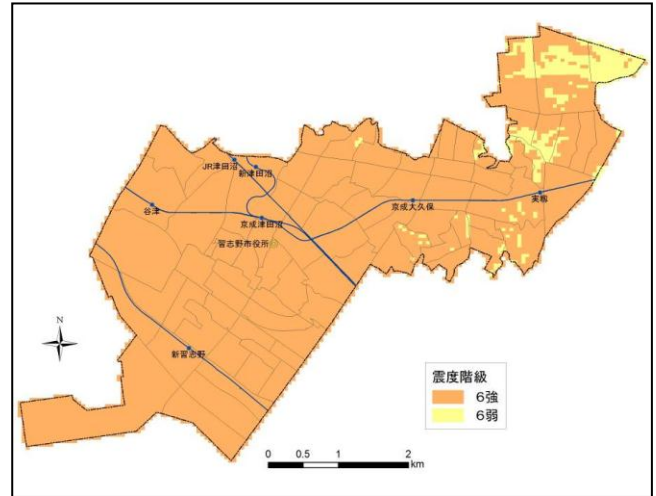
習志野市防災アセスメント調査

各想定地震発生時の市内における震度分布及び液状化危険度、また、風水害・土砂災害危険度調査の結果を以下に示す。

(5) 想定地震ごとの震度分布

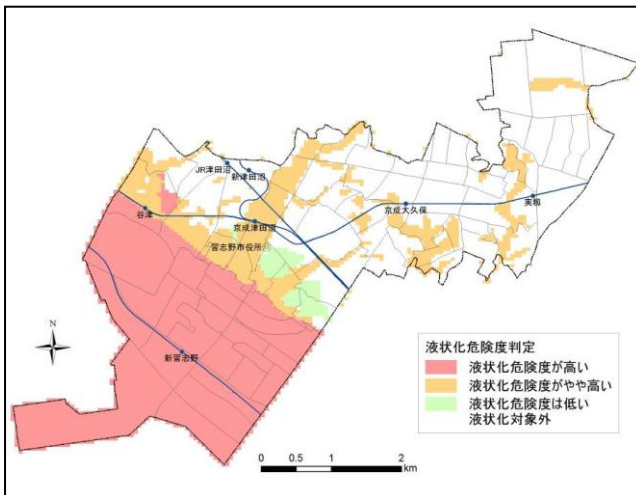


■東京湾北部地震 (M7.3)

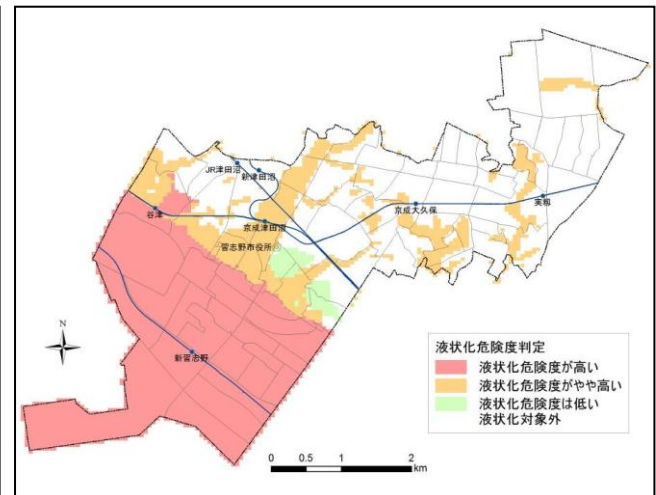


■習志野市直下の地震 (M7.3)

(6) 想定地震ごとの液状化危険度

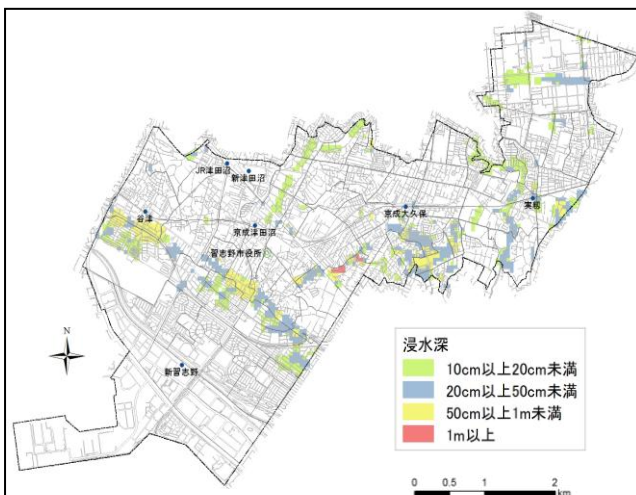


■東京湾北部地震 (M7.3)

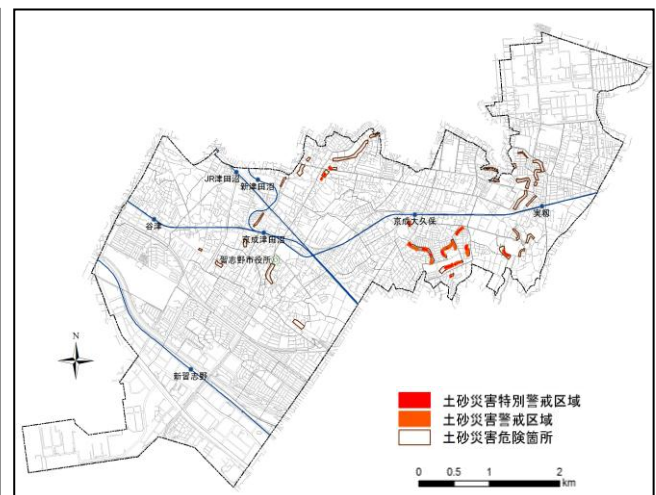


■習志野市直下の地震 (M7.3)

(7) 風水害・土砂災害危険度調査



■内水はん濫による浸水想定区域



■土砂災害危険箇所の分布

報告第2号

平成25年度習志野市総合防災訓練の 実施結果について

平成25年度習志野市総合防災訓練の実施結果について

1. 日 時

■平成25年9月1日（日） 午前9時から正午

■天候：晴れ 気温：30度

2. 会 場

(1) 避難所開設訓練 市内全小中学校体育館（21カ所）

※向山小体育館・第一中体育館・袖ヶ浦体育館・東部体育館・習志野高校は避難所開設は無し

(2) 地区対策支部設置訓練 市内全小学校（16校）

3. 災害想定

9月1日（日）午前9時00分、東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震（東京湾北部地震）が発生し、習志野市では震度6弱が観測され、市内各地で建物が倒壊し、死傷者が多数出ているという想定で訓練を実施した。

【参考】習志野市防災アセスメント調査報告書では、東京湾北部地震が起こった場合、習志野市内で、全壊2,240棟、半壊6,051棟 死者223人、負傷者1,813人の被害が予想されている。

4. 訓練の概要

東京湾北部地震などの大地震が発生した際に生命を守る上で重要となる、発災直後から数時間にしなければならない行動を理解・習熟するために、発災後の自助・共助の活動から避難所を開設するまでの一連の訓練を、市内全域で実施した。また、市の新たな防災体制で、災害時に地域の情報拠点となる地区対策支部の設置訓練も各小学校で実施し、対応の習熟を図った。

(1) 初動対応訓練【9時00分～10時30分】

【地域住民】

ア シェイクアウト訓練「姿勢を低く」「頭を守る」「1分間じっとする」

イ 地震火災の予防「ガスの元栓の確認」「ブレーカーの確認」

ウ 各町会や自主防災組織を中心とした共助の活動

【市職員】

ア シェイクアウト訓練

イ 参集訓練

(2) 避難所開設訓練【10時30分～正午】

(3) 地区対策支部設置訓練【10時30分～正午】

5. 参加人数

避難者総数 約3,800名

市職員等 約200名

合計約4,000名

6. 訓練参加者

(1) 市内地域住民

(2) 市職員

地区対策支部職員・避難所配備職員・災害対策本部員・災害対策本部事務局員

保健福祉部職員・消防職員

(3) 学校職員

(4) その他関係機関

習志野警察署・東京電力・習志野市医師会・歯科医師会・薬剤師会

7. 主な課題・所見等

1 避難所関係

(1) 地域住民が主体となった開設・運営について

避難所配備職員の3名と学校職員数名だけで避難所を開設することはできないため、避難所の主体は地域住民であることを継続的に啓発・周知する必要がある。

(2) 地域の実情に合わせた開設・運営について

市で作成する避難所運営マニュアルでは、細部までを市で統一するのではなく、いくつかの方法を例示し、地域の実情に合った方法で開設・運営ができる形に変更する必要がある。

2 地区対策支部関係

災害対策本部との情報連絡方法について、報告すべき情報の優先度をあらかじめ決めるなど、1回線だけしかない防災行政無線を有効に活用する必要がある。

3 災害対策本部事務局関係

被害情報が多くなるにつれ、情報が錯綜するため、情報の整理方法や処理の流れを再検討し、災害対策本部の事務局の訓練を定期的実施する必要がある。

4 その他

市全体で一斉に実施することで、一度に多くの職員や自主防災組織が訓練できたことはとても効果的であったが、一方で、一般の参加者に対して、今何をしているのかのアナウンスについても、今後の訓練では検討する必要がある。

平成25年度習志野市総合防災訓練 屋敷小学校・香澄小学校



町会内での安否確認



地元の会館へ集まる住民



グラウンドで待機する避難者



自主防災組織による町内の情報収集



地区対策支部での情報収集



避難者を受け付ける自主防災組織



避難者へ指示する避難所配備職員



役割分担を決める避難者

平成25年度習志野市総合防災訓練 災害対策本部



災害対策本部事務局全景



防災行政無線同報系での市民への呼びかけ



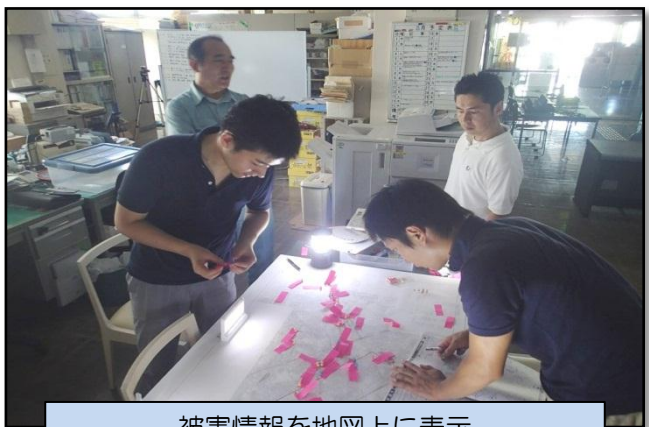
災害対策本部での職員受付・派遣



地区対策支部からの情報を無線で収集



収集した情報をホワイトボードへ転記



被害情報を地図上に表示



千葉県防災情報システムへの入力



災害対策本部委員会の開催

報告第3号

習志野市危機管理指針の策定について

習志野市危機管理指針の策定について

1. 危機管理指針について

東日本大震災などの大地震やゲリラ豪雨、武力攻撃等の国民保護事態、新型インフルエンザ等の感染症など、市民の安全・安心を脅かす問題は多種・多様化してきております。

こうした危機から市民の生命、身体、財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制することを目的として、習志野市危機管理指針を策定することとしました。

2. 危機の種類

危機管理指針では「危機」を以下の4つに大別し定義しました。

- (1) 災害（災害対策基本法に規定）
- (2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律で規定）
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定）
- (4) 事件等の緊急事態

3. 危機管理の定義

危機管理指針では、「危機管理」を以下の通り定義しました。

「危機管理」とは、危機の発生を未然に防止し、危機の発生に備え、危機の発生後は、被害等の軽減を図り、危機を収拾し、その後、市民生活を平常に回復させる一連の行動をいいます。

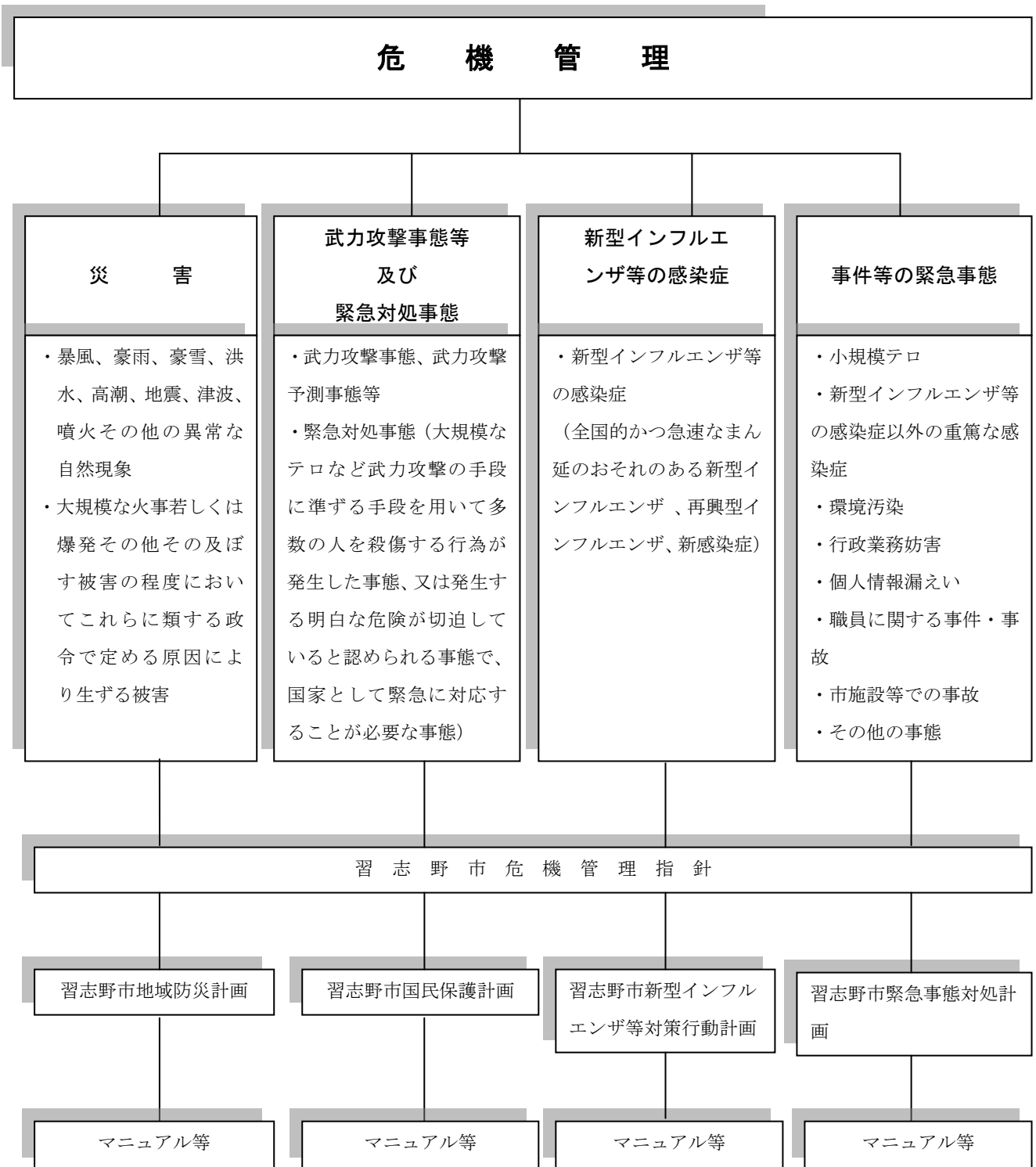
危機管理指針には、危機管理の基本方針として、危機対応の事前準備、危機時の対応、危機終息後の対応について記載します。

4. 市の責務

市は4つに定義した危機について、危機管理指針に基づき計画を策定し、さらに詳細マニュアルを作成し、対応します。

- (1) 災害→習志野市地域防災計画
- (2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態
→習志野市国民保護計画
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症
→習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画（H25年度策定予定）
- (4) 事件等の緊急事態
→習志野市緊急事態対処計画（H25年度策定予定）

【危機管理における計画とマニュアルの基本構図】



5. 市民・事業者・ボランティア・関係機関の協力

市民・事業者・ボランティアは、平常時から、危機に対する準備、訓練への参加、市民や各団体等が連携・協力するなど、市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

6. 危機管理の推進体制

危機管理の推進体制として、市長・副市長・危機管理監等の責務と役割を明確にするとともに、危機発生時の本部体制等について以下の通り整理しました。

(1) 危機管理における責務及び役割の明確化

- ①市長 →危機管理における最高責任者である
- ②副市長 →市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代行する
- ③危機管理監→危機管理全般の実務に関する統括責任者として、危機対応の総合調整を行う

(2) 危機発生時の本部体制

危機の状況や規模に応じて、各計画において定められた課が事務局となり、市長を本部長として対策本部を設置します。

(3) 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会

危機管理の総合的な推進を図るために、全庁的な情報共有、連絡調整、本指針及び計画、マニュアル等の策定や修正等を行うために設置します。

(4) 各部危機管理担当者

各部における危機管理に関する意識の啓発と管理体制を図るべく、設置します。

7. 今後の予定

パブリックコメントを経て、来年3月に公表する予定です。

議案第 1 号

習志野市地域防災計画の素案について

習志野市地域防災計画の素案について

1. 修正の目的

平成23年3月11日の東日本大震災では、現行の地域防災計画（平成18年度修正）に基づき対応に当たったが、様々な課題が露呈した。


その教訓を踏まえ、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の修正に基づき、本市の災害対策を総合的に強化するため、『震災編』を中心に、『風水害等編・大規模事故編』も併せて、平常時からの取組みを定めた「災害予防計画」、発災時における各種対策を定めた「災害応急対策計画」、市民生活の早期安定を図るための対策を定めた「災害復旧計画」それぞれについて、より具体的かつ実効性のある計画へと大幅な修正を行った。

2. 主な修正内容

【総則編】

（1）第1節 計画の目的及び構成

○計画の構成を一部修正し、各編に記載されていた全般にわたる概要等をまとめた「総則」を新たに「編」としてまとめ、計画全般の基本方針や業務の大綱を定めた。

①震災編		①総則編・・・計画の目的や基本方針、業務の大綱
②風水害編		②震災編・・・震災における予防・応急・復旧対策
③大規模事故編		③風水害等編・・・風水害等における予防・応急・復旧対策
④資料編		④大規模事故編・・・大規模事故における予防・応急対策
		⑤資料編・・・協定書の写しや各種関係資料を整理

○計画に基づき、各対策の具体的対応を定めた各種マニュアルを新たに策定し、計画の下に位置付けた。（現在策定中も含める）

①災害時各部対応マニュアル	⑤災害時における要配慮者支援マニュアル
②災害対策本部運営マニュアル	⑥帰宅困難者支援マニュアル
③地区対策支部運営マニュアル	⑦災害時職員参集カード
④避難所運営マニュアル	⑧地区別活動マニュアル

（2）第2節 基本方針

東日本大震災の教訓や国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえ、また、平成24年10月に策定した習志野市防災対応方針に基づき、計画の基本的方針を定めた。

■各種災害対策の推進・強化	■地域防災力の向上
① 地震・津波対策の推進・強化	⑧ 自助・共助の取組み促進
② 風水害対策の推進・強化	⑨ 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施
③ 大規模事故対策の推進・強化	
■防災体制の強化	■個別対策の推進
④ 庁内体制の強化	⑩ 帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進
⑤ 地区対策支部体制の強化	⑪ 液状化対策の推進・強化
⑥ 避難場所・避難所の設置運営に係る対応の強化	⑫ 要配慮者の支援対策の推進
⑦ 市民への情報発信の強化・推進	⑬ 備蓄・物流対策の強化
	⑭ 大規模広域災害対策の推進
■自助・共助・公助それぞれの対応力の強化	

【震災編】

東日本大震災の教訓や対応を基に、対策の具体化を図り、大幅な修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第4節 減災目標

千葉県地震防災戦略や習志野市防災対応方針に基づき、今後、市として推進・強化すべき「地震防災対策の減災目標・達成目標」について記載を拡充した。(市庁舎新設や公共施設等の耐震化など)

(2) 第2章 災害予防計画

① 第1節 防災体制の整備

市の防災体制の整備として、「市内・地区対策支部・避難所運営・市関連施設」のそれぞれの体制整備と、それらに係る「人材の育成」について記載を拡充した。

② 第2節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進

地区別活動マニュアルや地区別防災カルテ等を活用した地区単位での防災活動及び組織間の連携強化を促進するため、「自主防災組織間の連携強化・新たなネットワークづくり」について記載を拡充した。

③ 第3節 防災意識の向上

「防災教育の普及推進」の項目を追加し、東日本大震災などの過去の災害を踏まえた防災教育や災害教訓の伝承について記載を拡充した。

④ 第4節 建築物等の耐震化の推進

東日本大震災での被害や「習志野市耐震改修促進計画(平成23年4月変更)」等を踏まえ、建築物やライフライン施設等の耐震化について記載を拡充した。

⑤ 第6節 土砂災害・液状化等の予防対策

「土砂災害防止法に基づく対策の推進」の項目を追加し、土砂災害警戒区域等の指定に関する事項を記載した。また、東日本大震災での被害等を踏まえ、液状化対策の内容を再整理し、記載を拡充した。

⑥ 第7節 津波災害予防対策

「津波一時避難施設(津波避難ビル)等の指定と周知」の項目を追加し、併せて日頃からの津波災害に対する防災意識の向上を図るため、「津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成」の項目も追加した。また、津波に関する情報の伝達体制の整備について記載を拡充した。

⑦ 第8節 防災施設等の整備

「防災機能を有した新たな市庁舎の整備」や「地区対策支部・避難施設の整備」について記載し、併せて「防災倉庫の設置促進や管理体制の整備」について記載を拡充した。

⑧ 第9節 通信施設の整備

I P 電話や災害時特設公衆電話等の「災害時に有効な通信手段の整備」、また、情報伝達体制の整備として、「多様な情報ツールの活用等」について記載を拡充した。

⑨ 第10節 避難体制の整備

避難場所等の名称を整理するとともに、福祉避難所、津波一時避難施設、帰宅困難者向け一時滞在施設を加えた「新しい避難所等の体制」について、位置づけや指定の目安、整備計画等の記載を拡充した。

⑩ 第11節 災害時における要配慮者対策

災害対策基本法の改正を受け、災害時要援護者を「要配慮者」に標記を変更し、その範囲について整理した。また、「避難行動要支援者名簿の作成・管理」や「避難計画の作成」、「災害時における要配慮者支援マニュアルの活用」等について記載を拡充した。

⑪ 第12節 帰宅困難者対策

「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の取組み等を踏まえ、「情報の周知・啓発」や「帰宅困難者向け一時滞在施設の確保」、「帰宅困難者支援マニュアル（平成25年8月）の活用促進」などの対応体制の整備等について記載を拡充した。

(3) 第3章 災害応急対策計画

① 第1節 災害応急活動体制の確立

東日本大震災の対応状況や津波警報の改正等を踏まえて、「配備体制や職員の参集条件・手段」を明確化し、併せて、「配備の基準、本部長の代理、応援受入や職員の支援」などについても記載を具体化した。

また、平成25年度から運用を開始した「地区対策支部の体制」を踏まえ、活動内容や各機関との関係性等について明記し、併せて災害拠点設置予定場所を見直した。

② 第2節 情報の収集・伝達

携帯電話用メールサービスやJ-ALERT等の多様な情報ツールの活用、また、東日本大震災で情報の記録が円滑に行えなかったことから、「災害情報の記録・整理」の項目を追加し、対応について明記した。

③ 第3節 災害時の広報

災害時には広報・通信手段の途絶等が予想されることから、「多様な情報ツールや報道機関等を活用した広報」について追加し、また、「市民相談」の対応について、記載を具体化した。

④ 第6節 広域応援の要請

「海外からの応援受入れ」や「広域避難者の受入れ及び支援」、また、新たに協定を締結した京都府京田辺市との都市間交流による相互応援について追加した。

⑤ 第8節 避難対策

避難勧告等の住民への周知における「伝達内容」を具体化するとともに、多様な情報ツールの活用についての記載を拡充した。また、避難所開設の流れや運営に関わる具体的な事項を明記するとともに、「運営に当たっての配慮」を追加した。

津波避難のため、「津波警報等発表時の避難」の項目を追加し、「津波警報等の伝達・避難の指示等」、「行政の避難誘導」、「住民等の自主避難」について明記した。

⑥ 第9節 災害時における要配慮者への対応

「要配慮者の安全確保」の項目を追加し、情報提供、避難誘導・支援、安否確認等の対応について記載した。また、「避難生活支援」として、避難所や福祉避難所での対応、その他要配慮者の生活支援について記載を拡充した。

⑦ 第10節 帰宅困難者への対応

「帰宅困難者支援マニュアル（平成25年8月）」等に基づき、災害時における各主体の帰宅困難者への対応について記載した。

⑧ 第11節 医療・救護対策

「習志野市医療救護活動マニュアル（案）」を踏まえ、災害医療本部や応急救護所の設置・対応等について記載を拡充した。

⑨ 第 1 2 節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬の流れ」について、担当主体や対応等の記載を明確化した。

⑩ 第 1 3 節 救援物資供給活動

県等が行う自発的な支援（プッシュ型の支援）に関する受入体制等の整備について、追加した。

⑪ 第 1 5 節 清掃・障害物の除去

環境汚染の防止について項目を追加し、「アスベスト飛散への対策」や環境省が管理している「谷津干潟の保全」等について追加した。

⑫ 第 1 6 節 防疫・保健活動

避難所での「健康管理」や「ペットの対応」等について記載を拡充した。

⑬ 第 1 8 節 文教対策

市の「学校における地震防災マニュアル初版（平成 25 年 6 月）」に基づく、各学校での対策や、学校及び体育館などの文教施設における「避難所としての対応」、また、各小学校における「地区対策支部としての対応」について追加した。

⑭ 第 1 9 節 ボランティアの協力

社会福祉協議会の判断によりボランティアセンターを設置し、必要に応じて勤労会館にサテライトセンターを設置する体制を明記し、各主体の対応などについての記載を拡充した。

⑮ 第 2 0 節 ライフライン施設の応急復旧

東日本大震災で被害が大きかったライフライン施設（上水道・下水道・電気・ガス・電話・郵便）の応急復旧の記載を拡充した。

⑯ 第 2 1 節 交通応急対策

鉄道事業者の対応として、「帰宅困難者への情報提供」を追加した。

(4) 第 4 章 災害復旧計画

① 第 1 節 市民生活安定のための支援

東日本大震災時の対応を踏まえ、「被災者総合相談窓口」の項目を追加し、生活再建支援等に関する情報の「市民への周知・広報」について、記載を拡充した。

② 第 3 節 災害復興

「災害復旧・復興本部」の項目を追加し、本部の設置基準や組織体系、事務分掌等を整理し、併せて「災害復旧・復興計画」策定に当たっての重点項目を明記した。

【風水害等編】

対策が震災編と重複する部分は、震災編の修正内容に合わせて修正し、その他、風水害等に特化した対策について修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第3節 災害の想定

市内で考えられる主な風水害等として、「内水はん濫」と「土砂災害」の災害想定や危険箇所について整理し、平成22年度に実施した内水浸水想定 of 浸水シミュレーションの結果等を記載した。

(2) 第2章 災害予防計画

① 第4節 水害予防対策

河川はん濫や内水はん濫等による浸水予測調査等の実施と、調査等で得た情報の周知・啓発活動に関する記載を拡充した。

② 第5節 風雪害予防対策

近年発生している、竜巻等突風による被害を勘案し、竜巻注意情報等の風害に関する情報の周知・啓発等について追加した。

③ 第7節 土砂災害の予防対策

「土砂災害防止法に基づく対策の推進」の項目を追加し、土砂災害警戒区域等の指定に関する事項や、平常時からの「警戒・避難体制の整備」について明記するとともに、避難勧告等の発令や土砂災害警戒情報の発表に伴う対応を追加した。

④ 第11節 避難体制の整備

風水害時の地元避難場所や一時避難場所等への避難は考えにくいとため、避難施設として「避難所」のみを位置づけ、避難体制の周知について記載を拡充した。

⑤ 第13節 帰宅困難者対策

風水害による帰宅困難者対策は、事前の情報収集等により予防が可能のため、「帰宅困難者発生抑制」の対策について震災編にならぬ追加した。

(3) 第3章 災害応急対策計画

① 第1節 災害応急活動体制の確立

土砂災害警戒情報の運用等を踏まえて「配備体制や職員の参集条件・手段」を明確化し、併せて、「配備の基準、本部長の代替、応援受入や職員の支援」などについても震災編にならぬ記載を具体化した。

② 第2節 情報の収集・伝達

「特別警報・土砂災害警戒情報・竜巻注意情報」等について、新しく運用されている最新の情報を追加し、その情報の収集・伝達体制を追加した。

③ 第4節 水防活動

「事前の浸水防止対策」として、発災前の土のうの配備や集水柵の清掃等の、水害に備えた事前の対策について記載を拡充した。

④ 第9節 避難対策

風水害等に合った避難所開設の流れや運営に関わる具体的な事項を明記するとともに、「運営に当たっての配慮」を追加した。

⑤ 第11節 帰宅困難者への対応

「帰宅困難者支援マニュアル(平成25年8月)」等に基づき、震災時と同様に、風水害時における各主体の帰宅困難者への対応について追加した。

【大規模事故編】

東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、放射性物質事故災害対策を中心に、修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第2節 基本方針

大規模事故発生時における防災体制として、「情報の収集や配備体制、本部への移行、現地調整所の設置」など、具体的な対応等について追加した。

(2) 第2章 大規模事故対策

① 第8節 放射性物質事故災害対策

基本方針として、東日本大震災での放射性物質事故の状況について追加し、市の役割について千葉県に対応マニュアル等に基づいて記載した。

予防対策として、「放射線モニタリング体制の整備」や「退避誘導體制の整備」など、具体的な対応を明確化した。

応急対策として、「緊急時のモニタリング活動」「避難等の防護対策」の内容を整理し、また、多様な情報手段及び市民相談窓口を活用した広報活動について追加した。

復旧対策として東日本大震災の対応を踏まえた「広域避難者への支援」や「除染活動、風評被害対策」などの復旧対策について追加した。

3. 今後の計画修正スケジュール

(1) 市民へのパブリックコメントの実施【11月中旬～12月中旬】

第1回防災会議で審議した習志野市地域防災計画（素案）を、パブリックコメントにかけて、市民等から広く意見等を募集する。

(2) 防災会議委員以外の機関への意見照会【11月中旬～12月中旬】

パブリックコメントと同時に、協定締結先等の関係機関に意見照会を行い、計画（素案）への意見等を募集する。

(3) 計画（素案）への意見集約・反映【12月中旬～1月中旬】

パブリックコメント及び関係機関からの意見等を集約し、内容を精査した上で、反映可能な意見を計画に反映させ、計画（最終案）を作成する。

(4) 第2回習志野市防災会議での審議【2月】

計画（最終案）を第2回習志野市防災会議で審議し、計画を完成させる。

[第2回会議開催日時等]

■日時：平成26年2月13日（木曜）午後2時～午後3時30分

■場所：習志野市消防本部庁舎5階講堂（第1回会議と同様の場所）

(5) 千葉県への報告【2月下旬】

計画が完成した後、千葉県（葛南地域振興事務所経由）へ必要な書類とともに計画策定を報告する。

(6) 計画の印刷製本【3月上旬】

千葉県への報告が完了した後、計画を印刷製本し、各関係機関へ送付する。